

見附市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和５年１０月２５日（水） 午後３時
 2. 開催場所 見附市役所 ４階 大会議室
 3. 出席委員 １１名
 １番 齋藤高央 ２番 渡邊和明 ３番 佐藤徹
 ４番 小林平仁 ５番 三本友子 ６番 齋藤義夫
 ７番 関谷常夫 ８番 三沢孝喜 ９番 高橋行雄
 １０番 小杉義光 １１番 櫻井政志
 4. 欠席委員 １名 山田久栄
 5. 議事日程
 日程第１ 会議録署名委員の指名について
 日程第２ 報告１号 農地法第４条の規定による転用届出の受理について
 日程第３ 議第１号 農地法第３条の規定による許可申請の許可について
 議第２号 農用地利用集積計画の決定について
 6. 農業委員会事務局職員
 局長 北村保 次長 伴内美和 係長 菰澤亜紀子
 7. 会議の概要
 (午後３時 開会)

 議長 ただ今から、令和５年１０月の農業委員会総会を開会いたします。本日は、
 (関谷会長) 欠席委員１名、山田委員より欠席の報告がありました。現在の出席委員
 は、１１名でございます。よって、総会は、成立しております。招集案内
 により出席していただいている、農地利用最適化推進委員におかれまして
 は、地域の議案もありますので、意見等ありましたら積極的な発言をお願い
 いたします。

 はじめに、議事録署名委員の指名でございますが、議席番号、８番 三沢
 孝喜委員と、１１番 櫻井政志 委員の２名をお願いします。
 - 議長 報告に入ります。「報告第１号 農地法第４条の規定による転用届出の受
 (関谷会長) 理について」事務局より報告願います。

事務局
(伴内次長) 報告第1号「農地法第4条の規定による転用届出の受理について」報告いたします。

1番、登記地目は田、面積合計52㎡です。転用目的は駐車場敷地です。家族の増加に伴い自宅に隣接する当地を駐車場として使用したいというものです。

2番、登記地目は田、面積145㎡です。転用目的は住宅建築敷地です。先代が昭和23年ごろに住宅を建築し、令和4年に申請者が相続し、土地を調査したところ農地であることが判明したので転用届が出されたものです。

1番、2番ともに市街化区域内にある農地で住宅地の中に位置しており、周辺地域に与える影響はないものと考え、審査の結果、適法な届出であると認められましたので受理したものです。

報告は以上です。

議長
(関谷会長) 事務局からの報告が終わりました。質問、意見はありませんか。

(「ありません」の声)

質問、意見がありませんので、これで報告を終わります。

議長
(関谷会長) 議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」上程します。「議第1号」について、事務局より説明願います。

事務局
(菰澤係長) 「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について」説明します。1番から5番まで全て農地法第3条による所有権移転です。

1番、2番は関連しているため、併せて説明します。

1番、申請地地目は田、面積合計553㎡。2番、申請地地目は畑、面積299㎡です。

1番、2番とも、以前から譲渡人の農地を耕作しており、双方の希望により農地を取得するものです。

3番、申請地目は田、面積合計は1,640㎡です。

申請の農地は譲渡人の自宅から離れており、また譲受人と譲渡人は親戚関係で、このたび農地からも近いので贈与するものです。

4番、申請地目は田、面積合計は3,917㎡です。

譲渡人の耕作が難しいため、譲渡人の希望により農地を取得するものです。

5 番、申請地目は畑、面積は 307 m²です。

譲受人は市外の方で、このたび農地付きで土地購入し、見附市へ移住される予定です。また現在、農業はされていませんが、今後は家庭菜園など農業をはじめるとのことで取得するものです。

これらの申請については、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1 番、2 番について、地区担当委員の櫻井
(関谷会長) 委員より補足説明をお願いします。

櫻井委員 補足説明をさせていただきます。譲渡人と譲受人が親戚関係であり、譲渡人は病氣入院中のこともあり、今回の所有権移転となり問題なしと考えます。

議 長 続いて、3 番について、地区担当委員の高橋委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

高橋委員 高齢であり耕作ができないということで、親戚関係者の譲受人へ譲渡となりました。

議 長 続いて、4 番について、地区担当委員の櫻井委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

櫻井委員 高齢のため耕作が難しく、以前から耕作していた譲受人へ今回の所有権移転となりました。

議 長 続いて、5 番について、地区担当委員の齋藤義夫委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

齋藤委員 農地付の自宅で、ご主人がなくなり空き家になっていましたが、不動産会社が仲介に入り農地付空き家として販売し、このたび市外の方で、家も農地も欲しいという若いご家族が購入されるということです。この農地の部分の所有権移転となります。来年 4 月頃には本格的に見附で生活するということで、問題ないと思います。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 1 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議 長 次に、「農用地利用集積計画の決定について」上程します。
(関谷会長) 事務局の説明に入る前に、見附市農業委員会会議規則 第 14 条の規定に基づく議事参与の制限により、小林仁志 委員は、当該議案の審議終了まで退席をお願いします。

(小林委員 退席)

議 長 それでは「議第 2 号」について、事務局より説明願います。
(関谷会長)

事務局 農用地利用集積計画による所有権移転です。
(菰澤係長) 1 番、申請地目は、田、面積合計は 9,794 m² です。
申請地は 1,000 m²以上の農地で、譲受人は認定農業者です。先程の、議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請、1 番、2 番と同じ、譲受人、譲渡人によるものです。農地の整理を希望しており、双方の希望で農地の所有権移転をするものです。
2 番、申請地目は、田、面積は 11,293 m² です。
譲渡人、譲受人の双方の希望で、両者の話し合いが付き、農地の所有権移転をするものです。
この案件については、農業経営基盤強化促進法の効率的かつ安定的な農業経営の進める観点からも適切であると考えます。説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。1 番について、地区担当委員の櫻井委員より補足説明をお願いします。
(関谷会長)

櫻井委員 先ほど議第 1 号で申し上げました通り、譲渡人と譲受人が親戚関係であり、譲渡人は病気入院中のこともあり所有権移転となりました。

議 長 次に、2 番について、地区担当委員の佐藤代理より補足説明をお願いします
(関谷会長) す。

佐藤代理 譲渡人は、今後の農地の耕作について息子さんが引き継がないということで、譲受人は農地の規模拡大を考えており、双方の話がまとまり売買するもので支障なしと考えます。説明は以上です。

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

それでは、退席された委員の関係案件が終了しましたので、小林仁志 委員は入室をお願いします。

(小林委員 入室)

議 長 事務局、地区担当委員の説明が終わりました。質問、意見はございませんか。
(関谷会長)

(「ありません」の声)

質問、意見がございませんので、採決に入ります。「議第 2 号」について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、原案のとおり決定します。

本日の日程は全て終了いたしました。以上で、令和 5 年 10 月の農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 3 時 30 分 閉会)